

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年9月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600027 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600077 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成17年12月8日の標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

また、C社（現在は、B社）における平成22年12月17日の標準賞与額を19万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月8日及び平成22年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の平成17年12月8日及び平成22年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月

② 平成18年7月

③ 平成18年12月

④ 平成19年7月

⑤ 平成22年12月

⑥ 平成23年7月

⑦ 平成23年12月

厚生年金保険の記録では、A社及びC社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑦までの標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間を標準賞与額の記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び⑤について、B社から提出された請求者に係る給料台帳並びにD市E区から提出された平成18年度及び平成23年度市民税・県民税課税証明書により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与

から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①の賞与支給日については、同僚の回答から平成 17 年 12 月 8 日、請求期間⑤の賞与支給日については、請求者の取引明細表から平成 22 年 12 月 17 日とすることが妥当である。

また、請求期間①及び⑤の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び⑤の標準賞与額については、事業主が保管する給料台帳における「社保等計」欄に記載されている社会保険料総額により算出した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 16 万 6,000 円、請求期間⑤は 19 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月 8 日及び平成 22 年 12 月 17 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②、③、④、⑥及び⑦について、B 社は、「当時の給料台帳等を保管していないため、当該期間に係る賞与の支給等については不明である。」旨回答していることから、請求者の当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者の取引明細表において、請求期間②、③、④、⑥及び⑦に係る賞与の振込額並びに D 市 E 区から提出された請求者の平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 24 年度市民税・県民税課税証明書に記載されている平成 18 年、平成 19 年及び平成 23 年の給与支払金額及び社会保険料控除額の年間総額は確認できるものの、これらの資料からは当該期間の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を算出することができない。

このほか、請求者の請求期間②、③、④、⑥及び⑦における賞与明細書等の資料が無く、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、③、④、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600160 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600019 号

第1 結論

昭和 60 年＊月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年＊月から平成 3 年 3 月まで

私が、昭和 59 年 4 月に大学に入学し、親元を離れ生活していた 20 歳（昭和 60 年＊月）になった頃に、亡くなった母から、「20 歳になったので国民年金に加入しておく。」と聞いた。日本年金機構から届いた「被保険者記録照会回答票」では、平成 3 年 4 月 1 日から国民年金に加入したことになっているが、母からは、この時期に国民年金に加入したことは聞いたことがない。国民年金の加入手続及び保険料納付については、全て母が行っていたが、父に請求期間当時のことを聞いたところ、亡くなった母は、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたはずであるとのことである。

請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、日本年金機構から届いた「被保険者記録照会回答票」では、平成 3 年 4 月 1 日から国民年金に加入したことになっていることについて、自身が 20 歳（昭和 60 年＊月）になった頃に、母から、国民年金の加入手続を行う旨の話を聞いていたので、母は、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているところ、請求期間当時、学生であったとする請求者が、国民年金に加入するには、制度上任意加入することとなるが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は既に亡くなってしまっており、証言を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、i) 請求者が 1 冊のみ所持するする年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、国民年金の資格取得日が請求者と同日の平成 3 年 4 月 1 日で請求者の手帳記号番号の前後の被保険者の国民年金保険料の納付状況から、同年 4 月頃に払い出されたと推認され、この

頃に加入手続が行われたと考えられること、ii) 請求者が20歳に到達した昭和60年*月頃に国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して、請求期間当時の住所地であるA県B市において手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる各種氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に係る同市における手帳記号番号の該当はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。